白井市がん患者アピアランスケア助成事業助成金交付要綱

令和６年５月１日改正

（目的）

第１条　この要綱は、がんの治療に伴う外見の変化を補完するためのウィッグ等を購入又はレンタルした者に対し、白井市がん患者アピアランスケア助成事業助成金（以下「助成金」という。）を交付することで、がん治療に伴う外見の変化の精神的及び経済的負担を軽減し、安心して社会生活を継続していくための支援を目的とする。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

（１）ウィッグ　がん治療に伴う副作用による脱毛に対処するために着用する医療用ウィッグ（ウィッグの装着時に皮膚を保護する目的で使用する頭部用ネット及びインナーキャップのうち、当該ウィッグと同時に第６条第１項の規定による申請を行うものを含む。）及び帽子等をいう。

（２）胸部補整具　外科的治療等による乳房の形状の変化に対処するための補整下着、ノンワイヤーソフトブラ、補整用シリコンパッド及び人工ニップルをいう。

（３）エピテーゼ　がん治療に伴い欠損した身体の部位を補完するために体表に取り付ける人工物、その他これに類するものとして市長が認めたものをいう。

（４）ウィッグ等　ウィッグ、胸部補整具又はエピテーゼをいう。

（助成対象者）

第３条　助成金の交付の対象となる者（以下「対象者」という。）は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

（１）申請日時点で本市の住民基本台帳に記録されている者

（２）がんと診断され、現在治療中又は過去に治療を受けたことがある者で、治療に伴う外見の変化を補うためのウィッグ等を購入（施術を含む。以下同じ。）し、又はレンタルを開始したもの

（３）他の地方公共団体が実施する類似の助成（以下この号において「類似助成」という。）を受けていない者（類似助成を受けた日が属する年度の末日の年齢が１８歳以下であった者にあっては、交付の申請を行おうとする年度において類似助成を受けていない者）

（助成対象費用）

第４条　助成金の交付の対象となる費用は、ウィッグ等の購入又はレンタルに要した費用とする。

２　前項の規定にかかわらず、次に掲げる費用は、助成の対象外とする。

（１）医療保険各法による医療に関する給付の対象となる費用

（２）国又は他の地方公共団体が実施する助成を受けた費用

（助成金の額）

第５条　助成金の額は、ウィッグ等の購入又はレンタルに要した費用の２分の１に相当する額（その額に千円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

２　助成金の額の上限は、対象者１人につき５０，０００円とする。

３　前項の規定にかかわらず、次条第１項の規定による申請の日が属する年度の末日の年齢が１８歳以下である者にあっては、助成金の額の上限は、対象者１人につき、１年度当たり５０，０００円とする。

（助成金の交付申請及び交付請求）

第６条　助成金の交付を受けようとする者（１８歳未満の対象者にあっては、その法定代理人。以下「申請者」という。）は、白井市がん患者アピアランスケア助成事業助成金交付申請書（兼交付請求書）（別記第１号様式。以下「交付申請書」という。）に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

（１）診断書、治療方針計画書、化学療法に関する説明書その他のがんの治療を受けたこと又は現に受けていることが確認できる書類の写し

（２）ウィッグ等の購入又はレンタルに係る領収書

（３）その他市長が必要と認める書類

２　前項の規定による申請は、ウィッグ等を購入し、又はレンタルを開始した日の翌日から起算して１年以内に行わなければならない。

３　第１項の規定による申請は、前条に規定する助成金の上限に達するまで行うことができる。

（助成金交付の決定）

第７条　市長は、前条第１項の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査し、助成金の交付の可否を決定するものとする。

２　市長は、前項の規定により助成金の交付を決定したときは、当該申請者に白井市がん患者アピアランスケア助成事業助成金交付決定通知書（兼額確定通知書）（別記第２号様式）により通知するものとする。

３　市長は、第１項の規定により助成金の交付をしないことを決定したときは、当該申請者に白井市がん患者アピアランスケア助成事業助成金不交付決定通知書（別記第３号様式）により通知するものとする。

（助成金交付の決定の取消し）

第８条　市長は、偽りその他不正の行為により助成金の交付を受けた者があるときは、その者から当該交付を受けた額の全部又は一部を返還させることができる。

（補則）

第９条　この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この要綱は、令和６年１月４日から施行し、令和５年４月１日以後に購入し、又はレンタルを開始したウィッグ等に係る助成金の交付に適用する。